

令和元年度

労使協働による働き方改革に関する意識等調査

報告書

(組合編)

令和2年3月

三重県

三重労使雇用支援機構

(三重県経営者協会・連合三重)

目次

I	調査概要	1
1.	調査趣旨	1
2.	調査概要	1
(1)	調査地域	1
(2)	調査対象と標本数	1
(3)	抽出法	1
(4)	調査期間	1
(5)	調査方法	1
(6)	有効回答数	1
3.	調査報告書の読み方及び注意事項	1
(1)	地域区分	1
(2)	その他	2
II.	アンケート調査結果	3
III	資料編	17
1.	アンケート調査結果	17
2.	属性	39
(1)	組合員数	39
(2)	組合員のうち正社員数	39
(3)	組合員のうち非正規社員数	39
(4)	所在地	39
(5)	業種	40
(6)	常用雇用者数	40
IV	アンケート調査票	41

I 調査概要

1. 調査趣旨

平成 31 年 4 月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という）」の施行により、年次有給休暇の年 5 日以上の取得義務等が導入される等、労働者・使用者の双方にとって、これまでの働き方を見直す節目となったことから、働き方改革に関する意識や実態について調査・分析を行い、今後の施策を検討する際の基礎資料とする。

2. 調査概要

(1) 調査地域

三重県内の労働組合（連合三重に加盟する労働組合）400 団体

(2) 調査対象と標本数

三重県内の労働組合

標本数：400 団体

(3) 抽出法

公務を除く連合三重に加盟する労働組合を有意抽出

(4) 調査期間

令和元年 10 月 10 日～11 月 5 日

(5) 調査方法

郵便による配布・回収

(6) 有効回答数

調査対象件数	400 件
有回答数	152 件
有効回答率	38.0%

3. 調査報告書の読み方及び注意事項

(1) 地域区分

① 北勢地域

桑名市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・いなべ市・桑名郡・員弁郡・三重郡

② 中南勢地域

津市・松阪市・多気郡

③ 伊勢志摩地域

伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡

④ 伊賀地域

伊賀市・名張市

⑤ 東紀州地域

尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡

(2)その他

- 図表中の構成比率は、小数点第2位以下を四捨五入している。
- 複数回答の設問は、回答が2つ以上ありうるため、合計は100%を超えることもある。
- 図表中の「N」とは回答件数の総数のことで、100%が何件の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 集計表は、特に断りがないかぎり、上段が件数、下段が割合を表している。
- 選択肢の一部は、本来の意味を損なわない範囲で省略しているものもある。

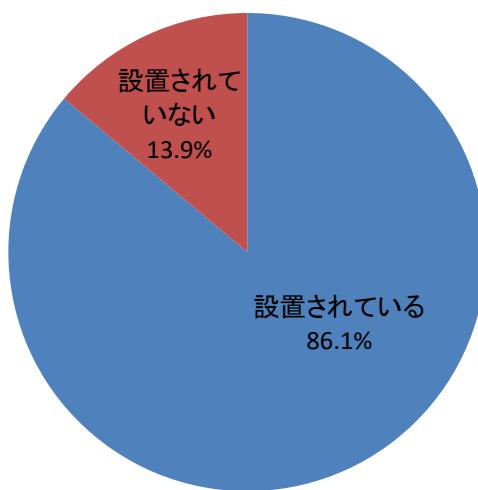
Ⅱ. アンケート調査結果

問1 労使協議機関について

(1) 労使協議機関は設置されていますか。該当するものを1つ選んでください。

「設置されている」は86.1%、「設置されていない」は13.9%であった。

全 体(N=151)

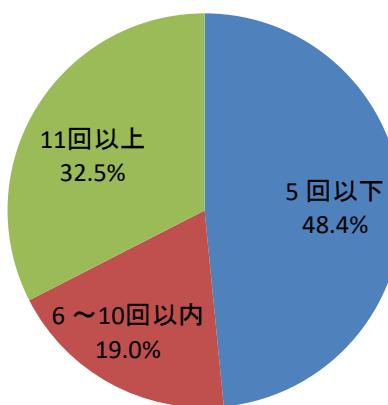


(2) 労使協議機関を設置されている組合にお伺いします。

平成30年4月1日から平成31年度3月31日の間で開催された回数をお答えください。

「5回以下」が48.4%と最も高く、次いで「11回以上」が32.5%、「6～10回以内」が19.0%となっている。なお、平均開催回数は7.9回であった。

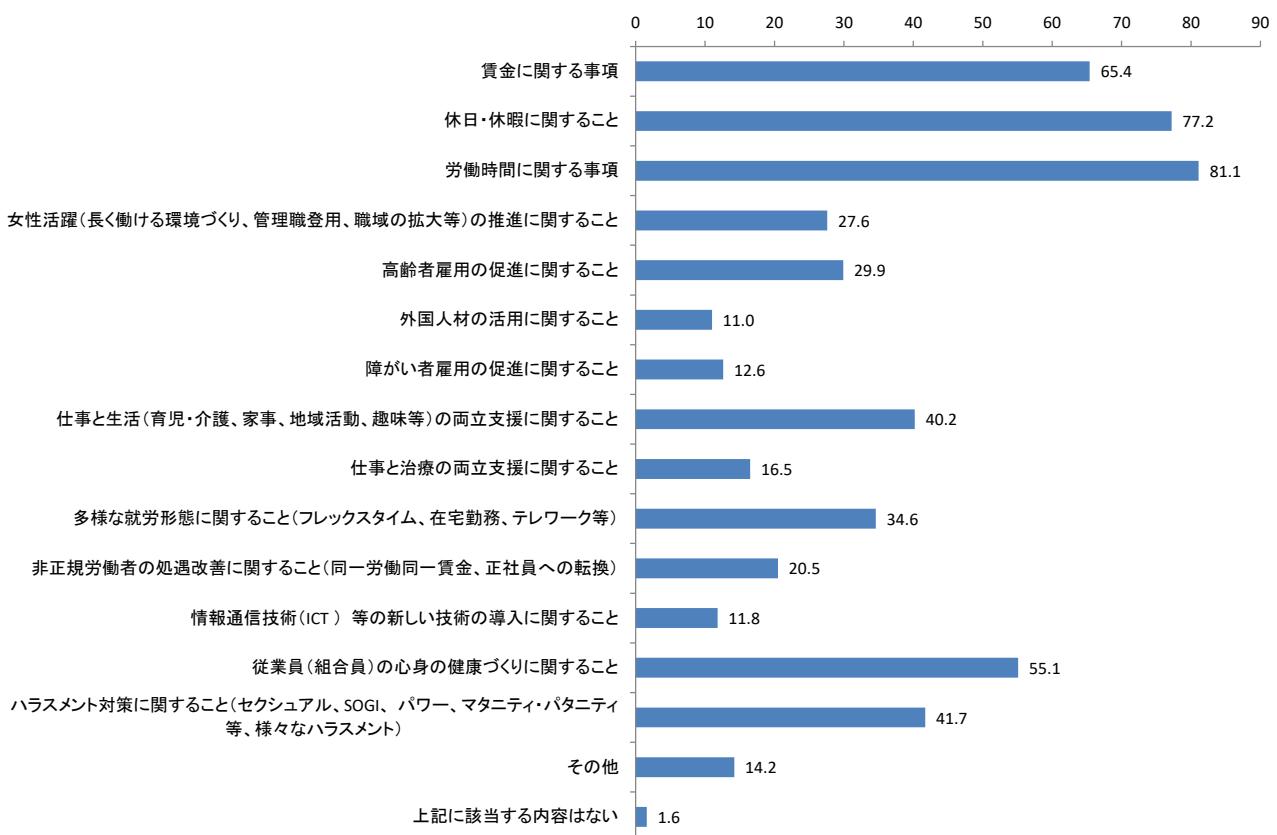
全 体(N=130)



(3) 労使協議機関を設置されている組合にお伺いします。

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年度 3 月 31 日の間で開催された労使協議機関において、協議された内容について該当するものすべてに○を付けてください。

「労働時間に関する事項」が 81.1% と最も高く、次いで「休日・休暇に関すること」が 77.2%、「賃金に関する事項」が 65.4% となっている。

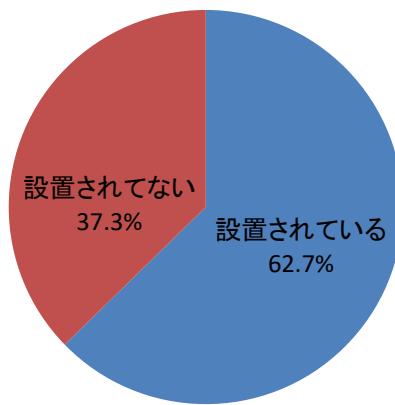


問2 その他の労使コミュニケーションについて

(1) 問1の「労使協議機関」以外で、定期的に労働組合と使用者が話し合う場（以下、「『労使懇談会』等」という）が設置されていますか。該当するものを1つ選んでください。

「設置されている」は62.7%、「設置されてない」は37.3%であった。

全 体(N=150)

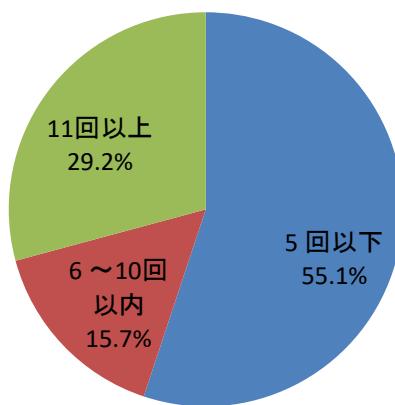


(2) 「労使懇談会」等を設置している組合にお伺いします。

平成30年4月1日から平成31年度3月31日の間で開催された回数をお答えください。

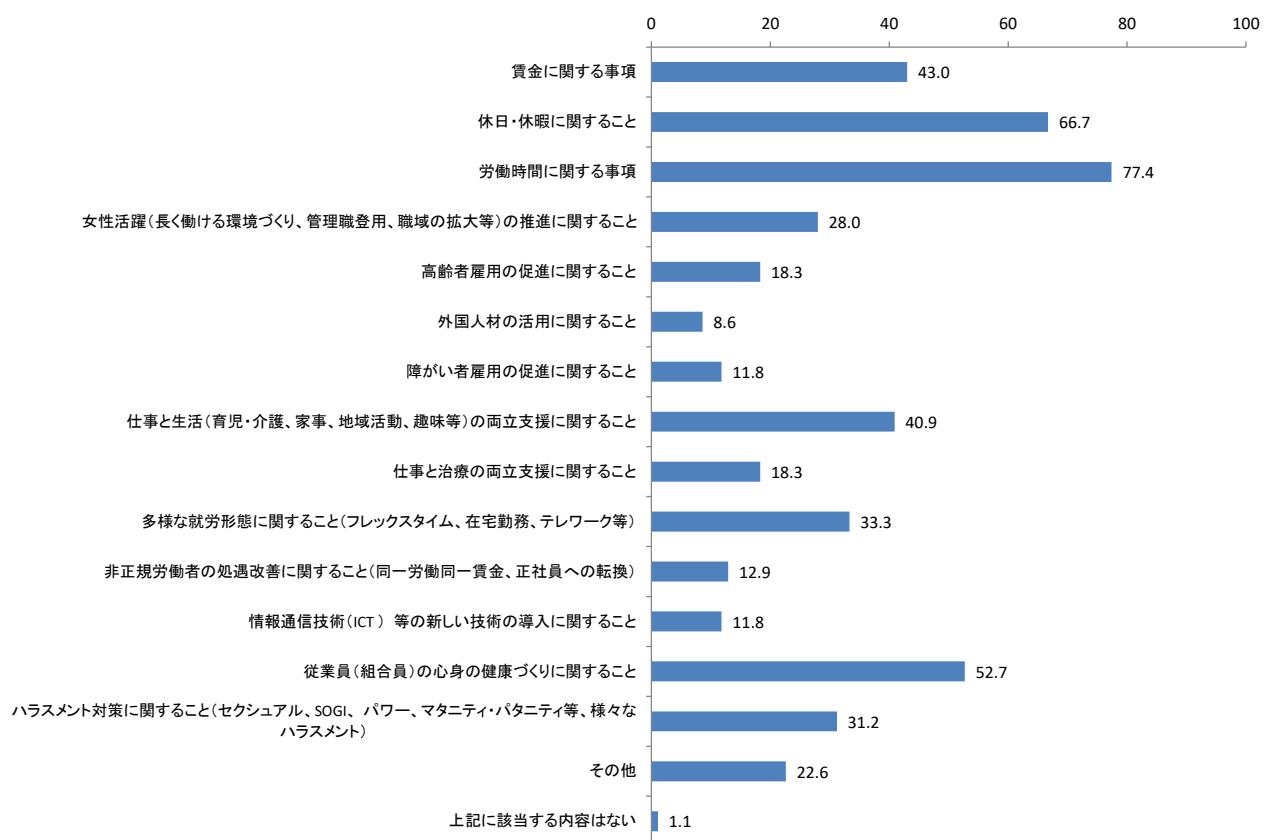
「5回以下」が55.1%と最も高く、次いで「11回以上」が29.2%、「6～10回以内」が15.7%となっている。なお、平均回数は7.1回であった。

全 体(N=95)



(3) 「労使懇談会」等を設置されている組合にお伺いします。平成30年4月1日から平成31年度3月31日の間で開催された「労使懇談会」等において、協議された内容について該当するものすべてに○を付けてください。

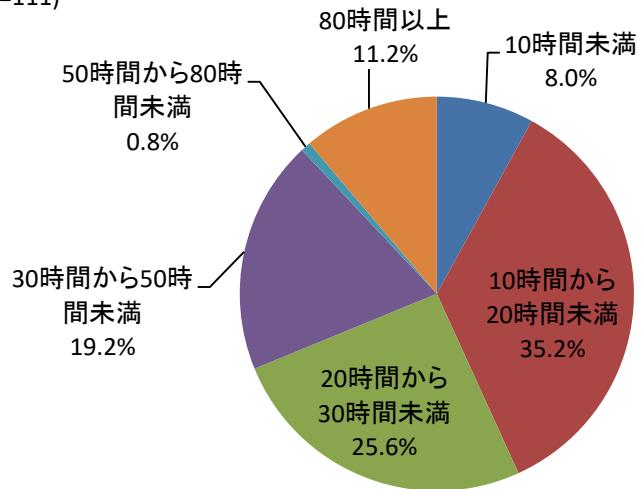
「労働時間に関する事項」が77.4%と最も高く、次いで「休日・休暇に関すること」が66.7%、「従業員（組合員）の心身の健康づくりに関すること」が52.7%となっている。



問3 組合員（正社員）1人当たりの平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間）の月平均所定外労働時間は何時間何分ですか。

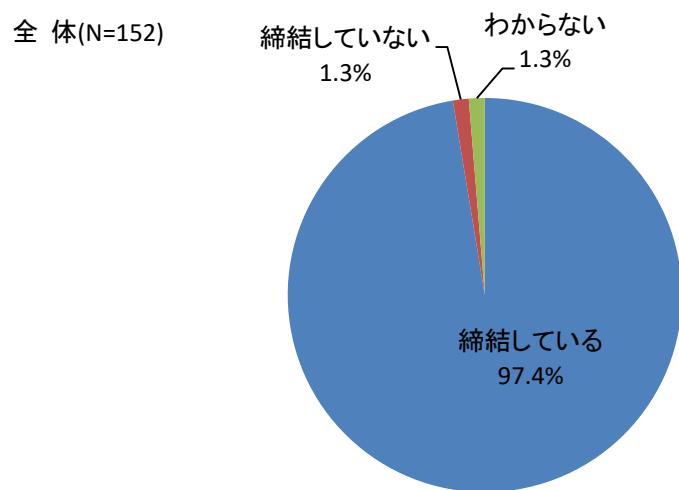
「10時間から20時間未満」が35.2%と最も高く、次いで「20時間から30時間未満」が25.6%、「30時間から50時間未満」が19.2%となっている。なお、月平均所定外労働時間は20時間52分である。

全 体(N=111)



問4 貴組合では、3・6協定（時間外・休日労働に関する協定）を締結していますか。該当するものを1つ選んでください。

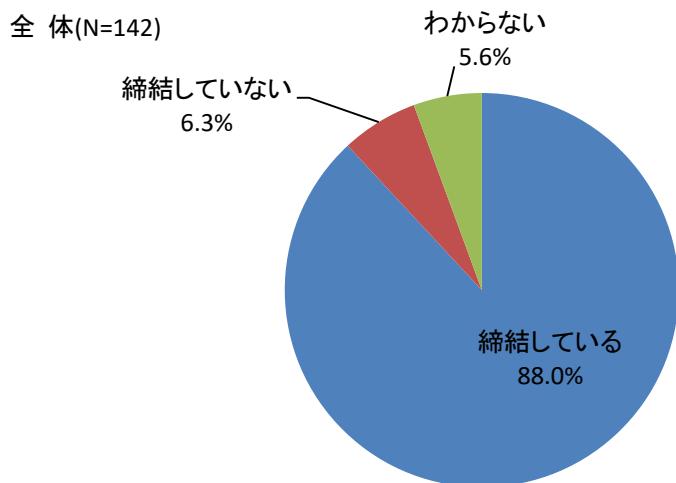
「締結している」が97.4%と最も高く、次いで「締結していない」及び「わからない」が1.3%となっている。



3 6 協定を締結している場合にお伺いします。

特別条項付き協定を締結していますか。締結している場合は、協定における特別延長時間（最も適用労働者の多いケース）をお答えください。（正社員について回答してください。）

「締結している」が 88.0% と最も高く、次いで「締結していない」が 6.3%、「わからない」が 5.6% となっている。なお、1か月間の特別延長時間の平均は 73 時間 11 分、1年間の特別延長時間の平均は 570 時間 6 分となっている。



問5 平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間）の組合員（正社員）1人あたりの年次有給休暇取得日数は、何日ですか。該当するものを1つ選んでください。

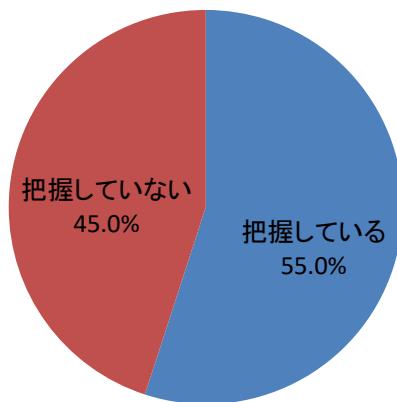
「6～10日」が 31.7% と最も高く、次いで「11～15日」が 27.5%、「16～20日」が 26.8% となっている。

	全体	0日	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上
	%	%	%	%	%	%	%
全体	100.0	-	10.6	31.7	27.5	26.8	3.5

問6 貴組合として、個人別賃金（組合員一人ひとりの賃金）実態を把握していますか。該当するものを1つ選んでください。

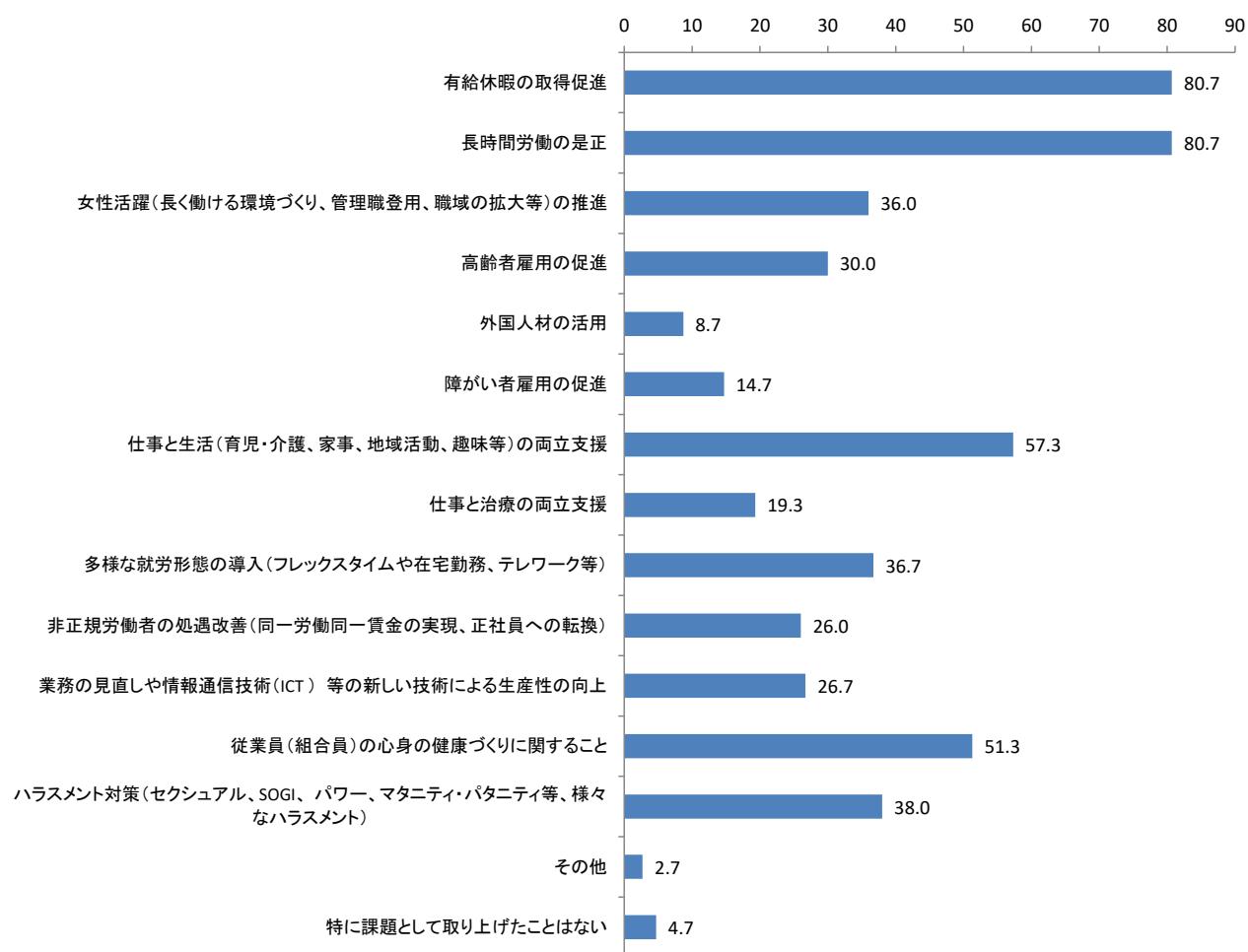
「把握している」は55.0%、「把握していない」は45.0%であった。

全 体(N=151)



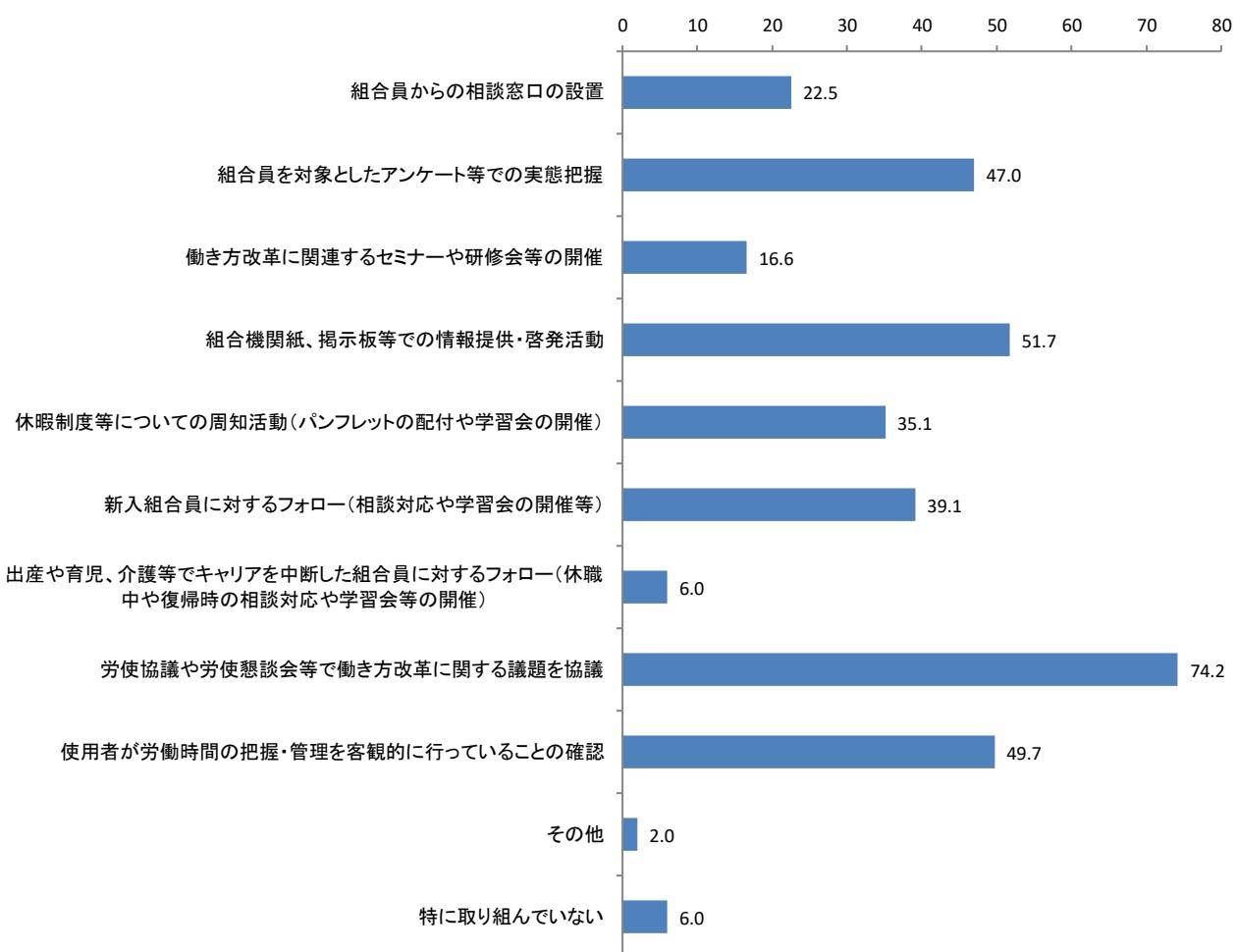
問7 貴組合の活動の中で、働き方改革に関する事項について、どのようなことを課題として取り上げてきましたか。該当するものすべてに○を付けてください。

「有給休暇の取得促進」及び「長時間労働の是正」が80.7%と最も高く、次いで「仕事と生活（育児・介護、家事、地域活動、趣味等）の両立支援」が57.3%となっている。



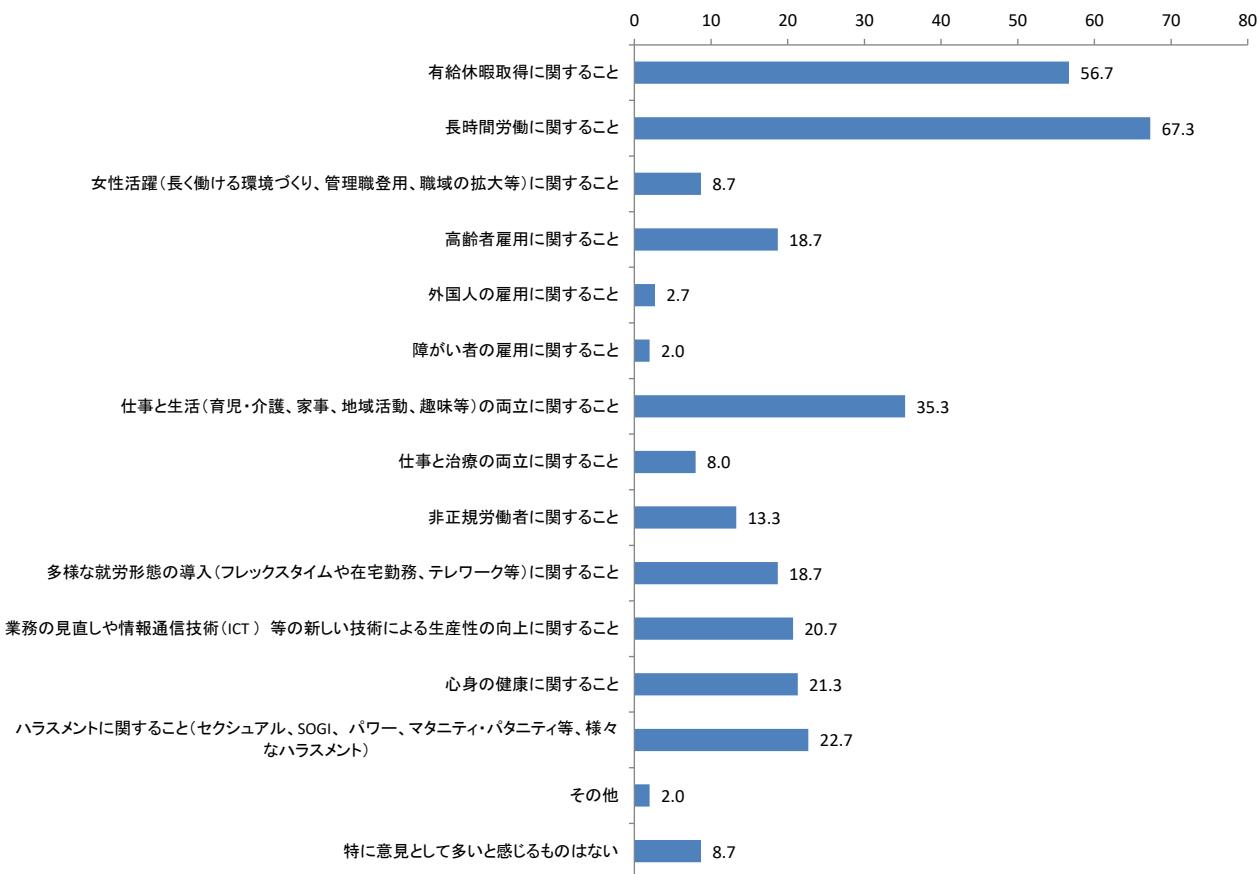
問8 働き方改革に関連して、貴組合ではどのようなことに取り組みましたか。該当するものすべてに○を付けてください。

「労使協議や労使懇談会等で働き方改革に関する議題を協議」が 74.2%と最も高く、次いで「組合機関紙、掲示板等での情報提供・啓発活動」が 51.7%、「使用者が労働時間の把握・管理を客観的に行ってることの確認」が 49.7%となっている。



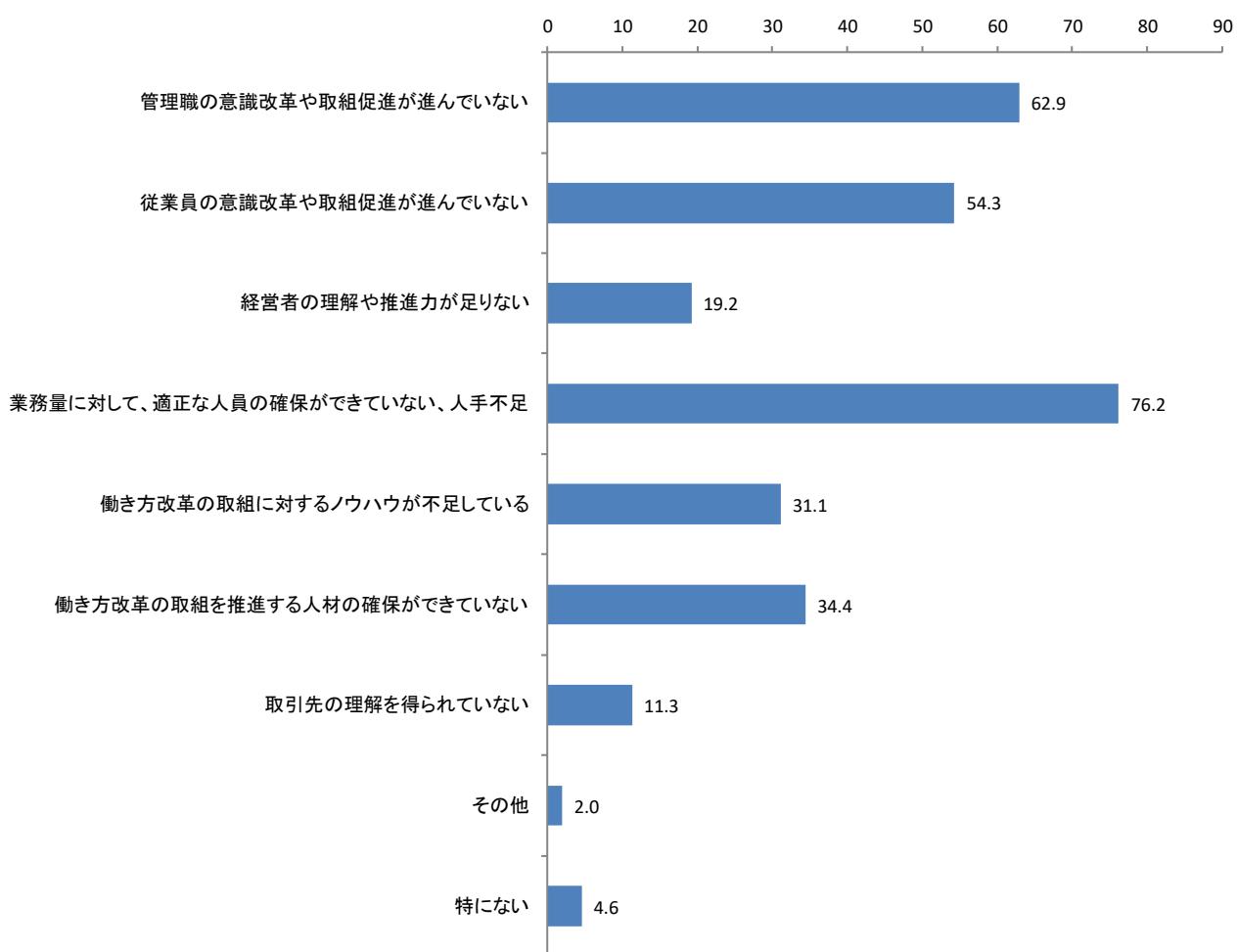
問9 貴組合では、働き方改革に関する内容で組合員からの相談として、どのような意見が多いですか。また、アンケートを取っている場合はその回答等では、どのような意見が多いですか。多いと感じてるものすべてに○を付けてください。

「長時間労働のこと」が 67.3%と最も高く、次いで「有給休暇取得のこと」が 56.7%、「仕事と生活（育児・介護、家事、地域活動、趣味等）の両立のこと」が 35.3%となっている。



問10 組合の立場からみて、貴社（事業所）の働き方改革の課題と考えることは何ですか。該当するものすべてに○を付けてください。

「業務量に対して、適正な人員の確保ができていない、人手不足」が 76.2%と最も高く、次いで「管理職の意識改革や取組促進が進んでいない」が 62.9%、「従業員の意識改革や取組促進が進んでいない」が 54.3%となっている。



問11 組合の立場からみて、貴社（事業所）において使用者が今後すすめるべきと考える取組は何ですか。該当するものすべてに○を付けてください。

「長時間労働の是正」が 64.2%と最も高く、次いで「仕事と生活（育児・介護、家事、地域活動、趣味等）の両立支援」が 57.0%、「有給休暇の取得促進」が 49.0%となっている。

